

## 第5章 よくある質問

・令和5年6月1日より前に買い替え、令和5年6月1日以降に設置した場合は、対象になりますか？

→対象になりません。令和5年6月1日から令和6年1月31日の間に買い替えし、設置したものが対象になります。

・一宮市に引っ越してきました。住民登録前に買い替えした家電は対象になりますか？

→補助金の申請時点において、一宮市に住民登録があり、要件(P2~3)を満たす場合は対象となります。

・世帯主でなくても申請できますか？

→申請可能です。ただし、申請者は、提出書類に記載の全ての名義と同一である必要があります。

・同居していない息子(別世帯)が、私(母)の代わりに申請できますか？

→申請者の承諾のうえ、申請の手続きを代行に行うことは可能ですが、息子さんが申請者になることはできません。

・店舗が申請者の代行して、申請できますか？

→申請の手続きを代行に行うことは可能ですが、申請者はあくまで補助対象の要件を満たした市民になります。

・製品の多段階評価(★の数)はどのように確認できますか？

→購入する製品の星の数(省エネ達成基準率)は、購入する店舗、省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にご確認ください。

・リユース(中古品)も対象になりますか？

→対象になりません。新品(未使用品)を要件としています。

・リース品は対象になりますか？

→対象になりません。

・事務所に設置する場合は対象になりますか？  
→対象になりません。住居に設置した場合のみが対象になります。

・対象経費は何ですか？  
→既設製品の処分費用（リサイクル料）、買い替えた製品の購入、設置、工事（送料含む）などの費用が対象です。

・対象経費は税込金額ですか？  
→税込金額になります。

・ポイントを使用して購入した場合も対象になりますか？  
→対象となります。使用したポイントも支払額の一部とします。

・購入に伴い付与されるポイントは対象経費から減額されますか？  
→対象経費から減額されません。

・一宮市外の店舗で買っても対象になりますか？  
→対象になりません。購入は一宮市内の店舗で購入した製品のみが対象になります。

・家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？  
→要件（P2）を満たす場合は、対象になります。  
なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、その場合は、購入店舗に確認をお願いします。

・この補助金はいつまで受付していますか？

→令和6年2月7日(水)まで受付をしていますが、それ以前でも、予算の上限に達した時点で受付を終了します。

なお、予算の上限を上回る複数の申請を受け付けた場合は、同日中に申請のあったインターネット申請、郵送を含めて抽選を行い、交付を決定します。

・どの段階から補助金申請はできますか？

→申請に必要な書類が全て揃った時点から申請が可能です。

※対象家電の取付工事前の申請はできません。

・申請書はどこで手に入りますか？

→市ウェブサイトからダウンロードできます。また一宮市役所本庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎、各出張所などで配布しています。

・申請書が受付されたかどうか確認したいのですが？

→専用電話(090-5533-0394、080-1445-1254)までお問合せをお願いします。

その際に、ご本人確認のため、申請者名、住所をお伝えください。

・申請から補助金が振り込まれるまで、どれくらいの時間がかかりますか？

→申請書類に不備がなければ、書類が到着してから2か月程度で指定口座に振り込みます。

・冷凍庫付き冷蔵庫から冷凍庫のみに買替えは対象となりますか？

→対象となります。なお、冷凍庫のみから冷凍庫付き冷蔵庫への買替えも対象となります。

・家電リサイクル券(排出者控)を紛失した場合はどうすればよいですか？

→処分を依頼した販売店で、様式第2号(第7条関係)省エネ家電販売証明書などへ記入の上、提出してください。

・郵送料金の節約のため申請書類を直接持ち込みたいのですが？  
→環境政策課（一宮市環境センター北館）であれば、お受け取りできます。なお、窓口での内容の確認はできかねます。他の方の郵送書類と合わせて順次確認いたします。